

京都府民クルーズ

旅行代表者様が京都府に在住または在勤の方々が、10%割引でご参加いただけるお得なクルーズです。

夏休みの思い出作りに! 週末を利用して爽やか日本海クルーズで、本州最大の広い島の新潟県佐渡島へ。

舞鶴発着 ぱしふいっく びいなすで行く トキめく佐渡島クルーズ

2022年7月29日(金)~31日(日)【2泊3日】週末利用



©篠本秀人



メインダイニングルーム



ステートルームG

日程	入港	出港	寄港地
7/29(金)		17:00	京都舞鶴
7/30(土)	07:30	17:30	佐渡島(小木) OP
7/31(日)	14:00		京都舞鶴

- 食事 / 朝食2回昼食2回夕食2回(「小豆島 島鯉の清涼ディナー」を含む)
- ドレスコード / すべてカジュアル
- 記載しているスケジュール・寄港地・航路・船内イベントは、気象・海象条件、新型コロナウイルスの感染状況、寄港地の受入れ状況、その他の事由により変更・中止となる場合もございます。
- 当日のPCR検査は午前または昼頃を予定しております。詳細は最終日程表にてご案内いたします。
- 添乗員は同行しません。

OP オプションツアー(一例・予定・別代金)

- 日本最大の金鉱山「佐渡金山」とたらい舟体験
- ニッポニア・ニッポンの佐渡島「トキ」を経て



【旅行代金】(大人おひとり)

客室タイプ	主な客室設備	通常代金	府民クルーズ代金	
ステートルームG	シャワー、トイレ、 冷蔵庫、テレビ、 ドライヤー	3名様1室	109,000円	98,100円
		2名様1室	128,000円	115,200円
		1名様1室	175,000円	157,500円

10%
割引

- 申込条件 旅行代表者様が京都府に在住または在勤されていること
- 申込期限 2022年6月24日(金)
- 募集室数 ステートG 10室(先着順)

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第1994号 (一社)日本旅行業協会 正会員

京都新聞旅行センター

〒604-8578 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞ビル南館6階

総合旅行業務取扱管理者 / 川上 賢憲

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があれば、ご連絡なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

◎詳しい旅行条件を説明した書面を用意していますので、事前にご確認のうえ、お申し込みください。
※写真はすべてイメージです。

☎075-256-2233

営業時間	月~金曜日	土曜日	日曜・祝日
電話受付	10:00-17:00	10:00-14:00	
カウンター受付			

※カウンター受付は予約制となります。予めご連絡ください。



インターネットは24時間受付中

京都新聞旅行センター

検索

乗船条件

クルーズお申し込み時に、「ぱしふいっくびいなす」新型コロナウイルス感染症に関する対策(運航会社:日本クルーズ客船株式会社発行)の内容、並びに、お客様の個人情報を日本クルーズ客船株式会社およびお申し込み旅行会社・販売店・検査会社へ提供することについてご同意いただくことがクルーズお申し込みをお受けする条件となります。なお、諸条件が変更となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

お申込み時の注意事項とご案内

- 記載しているスケジュール・寄港地・航路・船内イベント・花火などの船外イベント・オプションツアーは、気象・海象条件、新型コロナウイルスの感染状況、寄港地の受入れ状況、その他の事由により変更・中止となる場合もございます。
- 2つ以上のクルーズを続けてご乗船いただくことはできません。
- ご乗船に際し、日本国内で承認された新型コロナワクチン接種をお済ませください。(2回以上接種し、かつ2回目の接種日から14日以上経過していることが必要)
- ご乗船日の14日前までに2回目のワクチン接種を完了していないお客様は、乗船日の3日前～乗船前日にお客様ご自身にて民間または医療機関のPCR検査を受検ください。(検査費用はお客様ご負担となります)
- ご乗船のお客様には、乗船当日のPCR検査をお受けいただけます。また、感染状況によっては乗船前に事前のPCR検査(郵送)を実施する場合があります。2つの検査費用はクルーズ代金に含まれています。
- 乗船当日、受付前に「健康質問票」の回収及び「体温測定」を実施いたします。及び、ワクチン接種完了を確認できる書類またはワクチン未接種の方が受検いただくPCR検査の結果が確認できる書類のご提示をお願いいたします。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、認知症の方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別な配慮が必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ぐにお申し出ください。)あらためてお申し込み時の注意事項とご案内 当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。船内では同乗者のご同行をお願いいたします。なお、安全上、ご乗船いただける車椅子の方の人数には限りがございます。また、車椅子はお客様ご自身でご用意ください。
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は新型コロナウイルス感染症を発症した場合、重症化するリスクが高いとされています。万一、症状が発生した場合、船上では適切な医療体制の確保が困難なため、事前にかかりつけ医にご相談いただき、クルーズ乗船に支障がないことをご確認のうえ、お申し込みください。
- 重症化するリスクが高いとされる呼吸器疾患にあたり、酸素ボンベ・酸素濃縮器等の呼吸器疾患用医療機器をご利用の方はご乗船いただけません。
- 2歳未満の乳幼児は、ご乗船条件としておりますPCR検査に必要な検体採取が困難なため、ご乗船いただけません。
- アレルギー対応の食事を希望される方は事前にお申し出ください。所定のアレルギー調査票のご提出が必要です。内容によりご希望に添えない場合がございます。
- 妊婦の方は、お申し込み時に必ずお申し出ください。所定の承諾書、診断書の提出が必要です。クルーズによりましてはご乗船をお断りする場合がございます。詳しくはお問い合わせください。
- ゲストエンターテイナー、イベント内容は、予告なく変更、中止となる場合がございます。
- 客室番号については:使用する客室番号を指定することはできません。
- 感染症予防対策として、上陸時(自由行動中)の飲食は自粛いただきますようお願いいたします。感染状況により、自由行動を制限する場合がございます。
- 最少催行人員:船全体で150名に達した場合催行します。
- 1室3名様ご利用の場合はソファベッドを使用します。相部屋の設定はございません。
- びいなす倶楽部優待券及び他の優待券・割引補助・キャンペーンとの併用はできません。
- 新型コロナウイルスの感染状況、寄港地の受入れ状況、その他諸事情によりスケジュール変更やクルーズが中止になる場合がございます。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、京都新聞企画事業株式会社(京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地 観光庁長官登録旅行業第1994号 以下当社)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といふ)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社募集型企画旅行約款」といふ)によります。
- (3)この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。また、この条件書との間で齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行業約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

2. 旅行のお申し込み及び契約成立

- (1)当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネット(当社ウェブサイトからお申し込みください)、その他の通信手段(以下「電話等」といふ)による旅行契約の予約のお申し込みを受付けます。この場合、当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した後、当社が定める期間内に申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金の支払がなされない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱う場合があります。
- (2)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (3)申込金は、「旅行代金」又は「取消料」の一部として取り扱います。
- (4)申込金(おひとり)

旅行代金	お申込金
10万円未満	20,000円
15万円未満	30,000円
15万円以上	代金の20%

- (5)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- (6)団体・グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び解除に関する契約取引を行います。

12. お客様による旅行契約の解除

- (1)お客様は第14項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- (2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 契約内容の重要な変更が行われたとき
 - b. 第10項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
 - c. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき
 - d. 当社がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき
 - e. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
- (3)変更・取消のお申し出は、当社の営業時間内にお引き受けいたします。

14. 変更及び取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは室ごとの利用人数に対する差額代金をそれぞれいただきます。

また、ご旅行日、ご旅行先の変更のお申し出については、ご旅行日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以降から下記に記載する取消料と同率の変更料をいただきます。但し、チャータークルーズについてはこの適用はございません。

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目にある日以降の解除(日曜日旅行にあっては11日目)	無料
	2) 20日目にある日以降の解除(日曜日旅行にあっては10日目)(3~6を除く)	旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※上記は旅行代金に対する料率です。

※取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。

17. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限り、(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)お客様が手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

18. お客様の責任

お客様は、故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社旅行業約款募集型企画旅行契約の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

19. 特別補償

- (1)当社は第17項(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
- (2)当社が、募集型企画旅行業約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3)お客様が旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ホブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4)当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。
- (5)ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

21. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、お客様からの電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申し込みや、ご旅行申込書、ご参加確認書、アンケート等へのご記入等によりご提供いただいた個人情報を個人データとして保有し、当社および当社グループ企業、委託旅行業者(販売店)において、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。※このほか、当社及び販売店では、
 - ・当社が発行する「旅」およびその他旅行広告や情報誌等のご案内
 - ・当社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
 - ・旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
 - ・アンケートのお願い
 - ・特典サービスの提供
 - ・統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。